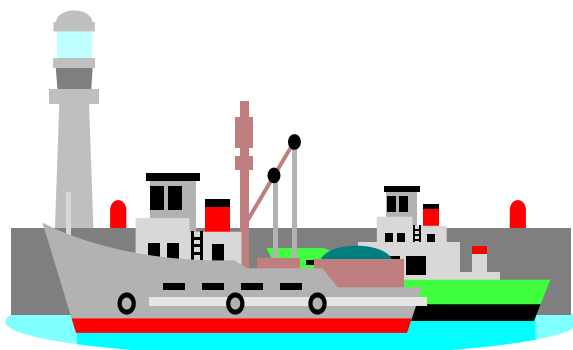


第85回

横浜開港記念バザー

ご出店者様へ開催のご案内

～出店申込書・出店の手引き～



横浜開港記念バザー実行委員会

**横浜開港記念日は、日本が目覚めた日。
「開港を祝い、港に感謝しよう。」**

6月2日は横浜開港記念日。ペリーが黒船を率いて浦賀にやってきたのは1853年のこと。
鎖国・日本に開国を迫り、1859年ついに横浜が開港しました。
次々とやってくる外国船からもたらされる異国文化の波にさらされ、小さな横浜村に港ができ、やがて貿易港として発展していきます。

そして2016年、横浜は新しい歴史の航海を始めます！！

**横浜開港記念日バザーは、第84回を迎え、
横浜を代表する催事へと成長しました。**

横浜開港記念バザーは、1920（大正9）年から続き、今年で第85回を数えます。「横浜みなと祭り」の行事の一つとして、市民に明るく健全な憩いの場を提供すると共に、福祉の増進、緑化等に寄与することを目的とし開催して参りました。参加者から集まったチャリティー金を社会福祉事業や市内緑化関連の整備資金などに寄付し続けています。

バザーは横浜の開港記念日である6月2日を祝うものであり、同日を含む約1週間の日程で毎年開催されています。

例年の出展者数は合計約200に上り、横浜スタジアムをぐるりと半周するような形で衣料・輸入品・雑貨・植木の店舗テントが軒を連ねます。横浜の初夏を彩る風物詩として市民はもちろん、首都圏各地の方々に親しまれています。

- タイトル / 第85回 横浜開港記念バザー
- 日程 / 平成28年5月31日(火)～6月6日(月) 合計7日間(仮)
- 時間 / 10:00～19:00
- 会場 / 横浜公園(横浜市中区)
- 主催 / 横浜開港記念バザー実行委員会
- 後援 / 神奈川県・横浜市・横浜商工会議所・(株)横浜スタジアム
(予定) 横浜観光コンベンション・ビューロー
神奈川新聞社・(株)テレビ神奈川・(株)アール・エフ・ラジオ日本
FMヨコハマ
- 協力 / 報道各社・参加企業各社・市内各企業団体
- 企画運営 / (株)横浜アーティスト
- 問合わせ / 横浜開港記念バザー実行委員会(株式会社 横浜アーティスト内)
横浜市中区山下町1シルクセンター4階
TEL045-651-4547 FAX045-681-3735
- 雨天決行 / 一部イベントについては中止または変更
- 来場者数 / 7日間合計 約70万人
- アクセス
 - ・JR根岸線「関内」駅より徒歩1分
 - ・横浜市営地下鉄「関内」駅より徒歩1分
 - ・みなとみらい線「日本大通り」駅より徒歩3分
- 出店者
 - ・一般物販ブース
 - ・飲食ブース
 - ・植木市
 - ・縁日コーナー※合計出店舗数：約200店舗を予定

出店の手引き

熟読

1. 出店者の資格および選定について

バザーの出店者は、出店希望者の中から、横浜開港記念バザー実行委員会が過去の実績および販売品目などを考慮し選定させていただきます。

2. お申し込みの手続きについて

- ① 申込書 (FAXにて申込み・もしくはご郵送) ⇒別頁添付
- ② 誓約書 (入金時にFAX・説明会で原本提出) ⇒別頁添付
- ③ 入金手続き (チャリティー金を含め、振込みでのご入金となります)

※振込手数料はご出店者様のご負担となります。

■出店料

- ① Aブース・Bブース・Cブース : ¥260,000(税込)
- ② 大通りブース・並 木ブース : ¥210,000(税込)
- ③ 本部前飲食ブース : ¥360,000(税込)

※全ての販売ブースにおいて、ストックヤードは設置していません。

■チャリティーについて

当バザーは、「みなと祭り」の行事の1つとして、市民に明るく健全な憩いの場を提供すると共に、広く福祉と市内緑化に寄与するイベントとして開催されております。

皆様から集められたチャリティーは、横浜公園の緑地整備への寄付として、横浜市緑の協会へ寄付させて頂いております。

皆様の当イベント開催へのご理解と温かいお気持ちをお願い致します。

■募集品目

スポーツ・レジャー・ホビー・ファッション・リビング・輸入雑貨・展示品・飲食(販売品目は実行委員会にて選考させていただきます)など

※上記以外の販売のご相談については、実行委員会までご連絡ください。

■出店申込方法及び期間

ご出店ご希望の方は、出店募集要項をご確認の上、**4月22日(金)までに**実行委員会まで申込用紙をFAXにてお申込みください。

実行委員会よりお申込み頂いた全ての方に電話で確認のご連絡をさせていただきます。ご出店決定の連絡後、出店料を指定口座までお振込み下さい。

※納入された出店料は、如何なる理由で出店を中止された場合でも原則として返却は致しません。予めご了承ください。

3. 出店場所の決定

出店場所は、横浜開港記念バザー実行委員会の会議にて決定させていただきます。

4. 店舗の設置及び会場内の管理

- (1) 植木市を除くバザー会場内の仮設店舗については、バザー運営事務局が設置します。
- (2) 出店者は、共同で火災予防・衛生・清掃等の措置を取ると共に、バザー会場の品位と美観を向上させるように各自努めてください。
- (3) 出店者は、会場内の施設を損壊した場合は、その程度に応じ、賠償の責任を負うものとします。
- (4) ブースを何らかの方法で、**増設・加工することは堅く禁止**します。
※パラソルなどを設置することは出来ません。

5. 販売品の搬入・搬出

販売品の搬入・搬出は、すべて出店者の負担において行い、その搬入・陳列は毎日午前9時30分までに完了し、搬出は毎日午後7時30分以降に行うものとします。

6. 販売品に対する責任

出店者は、優良商品を適正な価格で販売し、商品に対する保証等の責任を負うものとします。開催後のお客様からの問合せについても、対応して頂きます。

7. 販売品目及び販売方法の規制

(1) 出店者は、出店区分に応じ、次の商品の販売を禁止とさせていただきます。

① 植木市

植木及び造園に関する以外のもの

② 一般ブース・飲食ブース

- ・花火類
- ・火薬取締法及び高圧ガス取締法に規定する物品並びにこれらに準ずるもの
- ・コピー商品並びにコピー類似商品
- ・くじ引き等による商品
- ・出店申込書記載の実行委員会が許可している商品以外のもの
- ・その他公序良俗に反するもの及びバザー開催に当たって主催者が特に不適当と認めるもの

(2) 店舗外での陳列販売を禁止します。

(3) 販売に際しては、拡声器等を使用した呼び込み行為は禁止とします。

8. 販売品等の管理

- (1)ご出店者の方は、自己の責任において販売品等の管理を行って下さい。
- (2)天災・火災・盗難等によって生ずる販売品等の損害については、主催者は一切責任を負いません。

9. 会場内の整備

- (1)出店者は、会期中の会場内の整備については、実行委員会の指示に従って下さい。
- (2)各店の段ボール以外のゴミは、ご出店者の方が毎日持ち帰るようお願い致します。
※段ボールに関しては、開催期間中に回収の時間を設ける予定です。
- (3)会期終了後、店舗を撤収する際は、実行委員会の検査及び承認を受けるものとします。
終了確認証のない車両は公園の外へ出ることが出来ません。
車両搬出のないご出店者の方も必ず終了確認検査を受けてください。

10. その他付属設備及び料金

(1)電源(電気)設備及び料金

販売品の保守管理上から、特に必要とする電気施設については、バザー実行委員会の許可を受けていただきます。ただし、その施設に要する費用は、すべてご出店者の方が負担するものとします。

(2)水道施設及び料金

バザー実行委員会が設置する共同水道設置以外に専用水道設置を設ける場合は、バザー実行委員会の許可を受けるとともに、その施設の整備費及び使用料金は全てご出店者の方が負担するものとします。

11. 臨時休業

出店者はバザー期間中に**臨時休業することはできません。**

ただし、天災等の場合はこの限りではありませんが、出店料の返却はいたしません。

12. 店舗の譲渡又は転賃等の禁止

出店者は、出店許可を得てないものと共同経営を行ったり、その店舗の一部または全てを**第三者に譲渡又は転賃することはできません。**

13. 横浜公園内の車両の進入または駐車禁止

午前9時30分から午後7時30分までは、会場内への車両の乗入れ及び駐停車を禁止させていただきます。公園周辺の道路への駐停車も禁止させていただきます。

また、会場内への乗入れは、**2トン車以下の車両に制限**させていただきます。

実行委員会発行の通行許可証のない車両は、公園内への進入が出来ません。

公園内を通行する車両は、ハザードランプをつけて、最徐行で通行してください。

会場内には駐車場がありませんので、駐車を要するご出店者の方は、各自の負担と責任で近隣駐車場へ車両を駐車してください。

14. 火気の禁止

出店者は、バザー実行委員会の許可を受けた場合以外は、火気の使用を禁止します。

15. 飲食ブース出店について

(1) 営業許可申請について

飲食ブースご出店の方は、各自で保健所への申請を行って頂きます。

飲食ブース出店・申請についての詳しい説明は、別項になります。

(2) 飲食ブースでのLPガスの使用について

LPガスの使用については、「LPガス使用の注意事項」に従い安全な使用を行って下さい。

「LPガス使用の注意事項」については、実行委員会までお問合せください。

16. 出店者説明会について

平成28年5月9日(月)に横浜開港記念会館 2F 9号室で行います。

植木市ご出店の方 11:00～ 一般ブース・飲食ブースご出店の方 13:00～

必ずご参加頂き、誓約書の提出をお願い致します。

追加備品のお申込みについては、出店者説明会開催日までとさせていただきます。

17. 出店の取消

出店者がこの要綱に違反したときは、実行委員会はいつでも出店の取消を行うことができます。この場合は出店料の返却はいたしません。

18. 事務局

バザー実行委員会の事務局は、株式会社 横浜アーティスト内にあります。

ご出店に関するお問合せ・ご相談は、横浜開港記念バザー実行委員会にご連絡ください。

横浜開港記念バザー実行委員会

〒231-0023

横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4F 横浜アーティスト内

「横浜開港記念バザー実行委員会」

電話 045-651-4547

19. 会場内の広告物の掲載について

会場内(公園内)に広告物を掲出する場合は、横浜市公園条例に基づきます。

20. その他

この要綱に定めるもの以外の必要事項については、横浜開港記念バザー実行委員会にて判断し決定させていただきます。

◆出店申込 締切日

平成28年4月22日(金)

◆出店者説明会

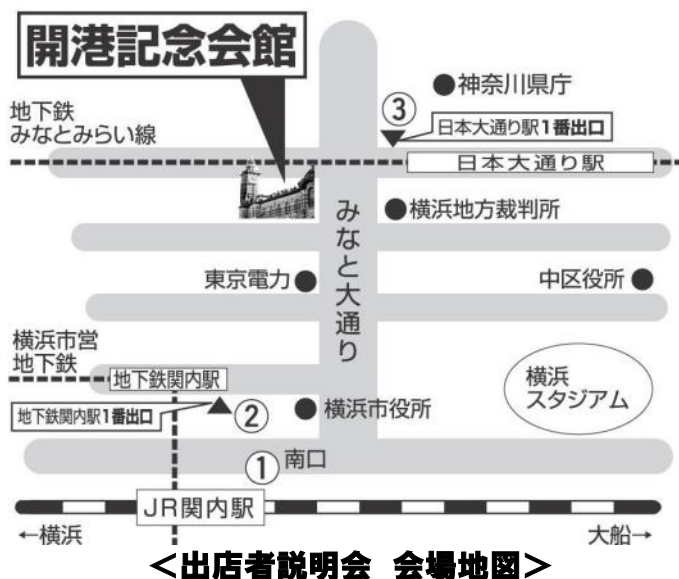
日程:平成28年5月9日(月)

会場:横浜開港記念会館 2F 9号室
TEL045-201-0708

時間

- ・植木関係説明会 / 11:00~12:00
- ・一般ブース説明会 / 13:00~14:00
- ・飲食ブース説明会 / 13:00~14:30

※出店者説明会当日を、レンタル品の申込締切日とさせていただきます。



◆前日搬入

平成28年5月30日(月)

※ブース別時差搬入を予定しております。
時間・搬入出方法は説明会でご説明いたします。

◆開催期間中

5月31日(火)~6月6日(月) ※時間帯により搬入・搬出可能です。

6月6日(月) 最終日の搬出 ※ブース別時差搬出を予定しております。
時間・搬出方法は説明会でご説明いたします。

★スケジュール・内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

◆飲食ブースのご出店について

飲食ブース出店には保健所への申請が必要となります。
飲食ブース出店の営業許可書につきましては、**各自で保健所へ申請**を行って下さい。

■申請場所 横浜市 中福祉保健センター 食品衛生課

〒231-0023

横浜市中区山下町116

(中区検診・予防接種センター)

電話 045-224-8337

■保健所申請に必要なもの

①営業許可申請書

②施設の概要

③調査書

④申請料手数料 ￥13,500-

⑤下処理があるご出店者様は 下処理を行う場所の営業許書の写し

⑥提示書類

【個人で営業する場合】
住民票/運転免許証/健康保険証/印鑑証明書/
外国人登録証 のいずれか1通

【法人で営業する場合】
登記簿謄本/法人印鑑証明書/履歴事項全部証明書
のいずれか1通
※いずれも発行されてから6ヶ月以内のもの(コピー不可)

※上記書類の他に、販売品目により申請書類や申請料が発生する場合があります。
その際は保健所の指示に従ってください。ご不明な点は、直接中福祉保健センターにお問い合わせ下さい。

イベント前までに保健所への申請が済んでいない場合は、保健所の規定によりご出店頂くことが出来なくなります。
その際の出店料の返却は出来ませんので、必ず申請を期日までに済ませてください。

■横浜開港記念バザー実行委員会への連絡

当イベントへ出店が決定したご出店者の方は、4月22日(金)までに横浜開港記念バザー実行委員会へ
下記内容をFAXにてご連絡ください。

- ・すべての販売品目(期間内販売予定数)
- ・使用器具・使用器材
- ・調理方法、作業工程(できるだけ詳しくお願いします)
- ・下処理の有無

